

1. 策定の経緯

平成15年 1月7日～23日	県政モニターによるアンケート調査 ・「本県の環境に関するアンケート」
平成16年 5月25日	第1回環境基本計画庁内検討委員会の開催 ・「山梨県環境基本計画の策定について」
平成16年 7月30日	山梨県環境保全審議会の意見聴取 ・「山梨県環境基本計画の策定について」
平成16年11月18日	第2回環境基本計画庁内検討委員会の開催 ・「山梨県環境基本計画の素案の検討」
平成16年12月15日	山梨県環境保全審議会の意見聴取 ・「山梨県環境基本計画(素案)の概要について」
平成16年12月24日 ～平成17年 1月24日	県民意見提出制度に基づく県民意見の募集
平成17年 2月 9日	山梨県環境保全審議会の意見聴取 ・「山梨県環境基本計画について」

2. 山梨県環境保全審議会

職	氏名	所属	等
会長	中村 文雄	山梨大学名誉教授	
副会長	飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会長	
委員	石井 迪男	横河総合研究所理事	
委員	石田 高	山梨大学名誉教授	
委員	岩附 正明	山梨大学教授（大学院医学工学総合研究部）	
委員	牛沢 正博	山梨県農業協同組合中央会専務理事	
委員	風間 ふたば	山梨大学助教授（大学院医学工学総合研究部）	
委員	金子 栄廣	山梨大学助教授（大学院医学工学総合研究部）	
委員	岸 ユキ	韮崎市文化ホール館長	
委員	後藤 芙美子	山梨県商工会連合会女性部連合会長	
委員	近藤 博文	環境省 環境カウンセラー	
委員	佐藤 章夫	山梨産業保健推進センター所長	
委員	塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館館長	
委員	篠原 滋美	河口湖フィールドセンター館長	
委員	堤 マサエ	山梨県立女子短期大学教授	
委員	内藤 順造	山梨県山岳連盟会長	
委員	中井 道夫	山梨学院大学法学部教授	
委員	中込 司郎	山梨県植物研究会会長	
委員	中込 博	弁護士	
委員	中村 司	山梨大学名誉教授	
委員	西室 覚	山梨県市長会理事（大月市長）	
委員	野沢 久	日本野鳥の会甲府支部事務局長	
委員	堀内 直人	山梨県森林組合連合会代表理事会長	
委員	前田 勝弘	山梨県町村会副会長（西桂町長）	
委員	湯本 光子	加納岩小学校教諭	
委員	若林 千賀子	（財）日本環境教育フォーラム理事	
委員	渡辺 一彦	日本労働組合総連合会山梨県連合会事務局長	
委員	渡辺 勝美	山梨県猟友会長	
委員	渡辺 恭史	山梨県商工会議所連合会専務理事	
委員	渡邊 建一	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長	

（平成17年2月現在、会長・副会長除く50音順，敬称略）

3. 山梨県環境基本条例

平成十六年三月三十日
山梨県条例第二号

山梨県環境基本条例をここに公布する。

山梨県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第七条)

第二節 環境基本計画等(第八条・第九条)

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第十条 第二十条)

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策(第二十一条 第二十四条)

第五節 地球環境保全に関する施策(第二十五条)

第六節 推進体制の整備等(第二十六条 第三十条)

附則

私たちは、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、清らかな水など豊かな自然環境に支えられて良好で快適な生活を営んできた。

しかしながら、県民生活や事業活動から生ずる環境への負荷が増大することにより、将来にわたって良好な環境を維持することが、この山梨においても、次第に難しくなっており、さらに、地球温暖化、オゾン層の破壊など人類の存続基盤である地球環境にも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、これまで、山梨県環境首都憲章を規範とし、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきた。今後、その理念や取組を一層推進するとともに、循環型社会を構築することにより、人と自然とが共生することができる山梨を実現するため、一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動を自ら問い直し、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、私たち山梨県民は、ここに、人と自然とが共生することができるふるさと山梨を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携し前項の施策を実施するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第七条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、水辺地、農地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる等快適な生活環境が創造されること。

第二節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第八条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、山梨県環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第九条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ、これらを公表しなければならない。

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(資源の循環的な利用の促進等)

第十条 県は、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（以下この条において「廃棄物等」という。）の発生が抑制され、廃棄物等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用が適正に行われることが促進され、並びに廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分が確保されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な環境管理の促進等)

第十一条 県は、自ら環境管理（事業活動の実施に当たって、環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、並びにその実施状況を点検して必要な是正の措置を講ずる一連の取組をいう。以下この条において同じ。）を実施するとともに、事業者及び市町村が自主的に行う環境管理の実施の促進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第十二条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により県民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第十三条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十四条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音等公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- 二 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十五条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十六条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況を勘案しつつ必要な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等の推進)

第十七条 県は、生活排水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 県は、第十二条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第十三条の県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第十九条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策

(富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策)

第二十一条 県は、富士山及びその周辺地域(富士箱根伊豆国立公園の区域のうち県内の区域をいう。)の多様な自然及び優れた景観を良好な状態に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林の保全等)

第二十二条 県は、森林の保全及び整備並びに緑化の推進を図ることにより森林等の有する地球温暖化の防止、水源のかん養、人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第二十三条 県は、水環境(河川、湖沼等及びこれらの周辺において水、水生生物等が一体的かつ有機的に構成された環境をいう。以下この条において同じ。)を良好な状態に保全するため、及び水環境における人と自然との豊かな触れ合いの機会を提供する機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する農業の促進)

第二十四条 県は、農業の有する水源のかん養、自然環境の保全等の機能を発揮させ、及び肥料の適正な使用等により環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に資する農業の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

第五節 地球環境保全に関する施策

第二十五条 県は、地球環境保全を図るため、二酸化炭素の排出抑制、フロンの回収等必要な施策を推進するものとする。

第六節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第二十八条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(県民からの意見の聴取)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映できるように、県民から意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第三十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

4. 用語解説

<ア行>

ISO14001

国際標準化機構(ISO)で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。(1)計画(Plan)、(2)実行(Do)、(3)点検(Check)、(4)見直し(Action)というPDCA サクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の軽減を図る。

アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンを切ること。不要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素や窒素酸化物の排出を抑制することがねらい。

一酸化炭素(CO)

燃料等の不完全燃焼により発生し、その最大の発生源はガソリン自動車である。血中のヘモグロビンと結合して血液の酸素輸送能力を減少させ、頭痛、めまい等を引き起こす。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の全ての廃棄物をいい、家庭からでる可燃ゴミやし尿、オフィスからでる紙くずなどである。一般廃棄物の処理は市町村が処理計画を定めて実施する。

ウィーン条約

オゾン層の保護のために1985年3月に採択、1988年9月発効された条約。日本は1988年加入。2002年12月現在の締約国数は184カ国とEC各国が加入している。この条約に基づき、より具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1987年に採択されている。

運輸部門

温室効果ガスの排出部門の一つで、自動車交通のほか、鉄道、船舶、航空機など、全ての交通手段のこと。

エコドライブ

無駄なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などをやめる運転のこと。効率の良い燃費走行が実現されることで二酸化炭素や排出ガスの排出抑制、自動車騒音の抑制などの効果がある。

エコビジネス

環境への負荷の低減に資する商品、サービスを提供したり、様々な社会経済活動を環境保全型へと変革させるのに役立つ技術やシステムなどを提供するビジネスのこと。環境省では、(1)環境負荷を低減させる装置、(2)環境への負荷の少ない製品、(3)環境保全に資するサービス、(4)社会基盤の整備等の4分野に分類している。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の第4条に基づき、堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式(持続性の高い農業生産方式)を導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者の愛称をいう。

ESCO 事業

エネルギー・サービス・カンパニー(Energy Service Company)といい、ビルや工場の省エネルギー改善に必要な技術、設備、人材、資金などを包括的に提供し、省エネルギーを実現して削減したコストで、提供したサービスの対価を得る事業のこと。ビルや工場は、省エネルギーのために新たな投資を行う必要はなく、経費も削減できるメリットがある。

エネルギーマネジメントシステム

施設や建物のエネルギー需要を詳細に把握し、省エネルギー機器の導入や無駄のない利用スタイルを実現するなど、総合的な省エネルギーを実現するためのエネルギー管理手法のこと。

オゾン層

地上から20~25km離れた成層圏に存在する、オゾン濃度が高い大気圏。オゾンは、地上の生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する。このオゾン層が破壊されると地上に到達する紫外線の量が増加し、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康に悪影響を生じると指摘されている。

温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭

素やメタンのほか、フロンガスなどの大気中濃度が人為的な活動により増加傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

温室効果ガス排出量取引

国や自治体、企業などの排出主体ごとに温室効果ガス排出量の権利を決め、それを上回る排出量がある場合、下回った主体から排出の権利を取引(売買)する制度のこと。京都議定書で定められた温室効果ガスの総排出量を削減するための手法(京都メカニズム)の一つ。

< 力行 >

化学物質の管理に関するリスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO 等の全てのものが共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目のリサイクルに向けて、平成 10 年 6 月に制定された法律で、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けている。

環境影響評価

開発行為に伴う環境への悪影響を防止、制御することを目的に、開発行為が環境に及ぼす影響の程度を予測するとともに、防止策、代替案の検討を行うなど、開発行為に関する総合的な事前評価のこと。環境アセスメントともいう。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基本法」に基づき定められているもの。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められている。

環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間団体などの各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、話し合いを持って、相互の理解と納得を深めること。

環境保全型農業

家畜排せつ物等の有効利用によるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式のこと。

環境マネジメントシステム

企業等の組織が環境保全対策を自主的に進めるためのシステム。経営者自ら環境に関する方針を定め、事業活動に伴う環境への負荷を把握した上で、その方針に沿った目標と計画を策定し、実行のために組織やマニュアルの整備を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行うという一連の手続きを実施し、環境管理システムを構築しようとするもの。ISO では、環境マネジメントシステムに関する規格として ISO14001 を発行している。

環境リスク

人間の活動によって加えられる環境の負荷が、環境への悪影響を及ぼす恐れ(可能性)のこと。

企業の社会的責任(CSR)

企業は社会を構成する一員として、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方の中で、具体的には行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

各国が政府の資格で参加し、地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、UNEP(国連環境計画)及び WMO(世界気象機関)の共催により 1988 年設置され、温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策の在り方の三つの課題について検討している。

京都議定書

1997 年 12 月の地球温暖化防止京都会議(「気候変動に関する国際連合枠組条約」第 3 回締約国会議)において採択され、2,000 年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我が国においては、2008 年～2012 年の間に温室効果ガスを 1990 年レベルで 6%削減することが求められている。

クリーンエネルギー

地球温暖化や大気汚染、酸性雨の主な原因とされる石炭・石油などの化石燃料に替わり、太陽熱・光、風力、水力、地熱など、環境への負荷がより少ないクリーンなエネルギーのこと。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。平成8年に設立された「グリーン購入ネットワーク」(Green Purchasing Network、略称：GPN。企業、行政、民間団体等約、2,763団体が加盟=平成15年2月現在)では、「環境汚染物質等の削減」、「省資源・省エネルギー」、「再使用可能」等、グリーン購入における基本原則を定めている。

クロム及び三価クロム化合物

クロムはステンレス鋼の成分であるなど合金材料として重要な金属である。また、メッキや顔料などにも利用されている。無機のクロムは三価や六価など幾つかの酸化数を取りうるが、通常は三価が最も安定である。

建設リサイクル法

建設工事で排出される廃棄物のリサイクルや適正処理の促進を目的に、平成12年5月に制定された法律(正式名称「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」)。一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者は、コンクリート、アスファルト、木材といった排出される建設資材の分別・リサイクルを義務付けている。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、二次的に発生するオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレイト)等の酸化性の強い物質の総称で、その発生は気象条件に大きく左右される。これらの物質が高濃度となった大気汚染現象は、光化学スモッグと呼ばれ、夏季に多く、目やのど等の粘膜刺激や手足のしびれ等を引き起こす。

交通需要マネジメント

都市または地域レベルの交通需要の時間的・空間的集中を緩和するため、通行時間や経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により交通需要量を調整する手法のこと。

高度道路交通システム

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築するもので、高度な道路利用、運転や歩行等の負担の軽減を可能とし、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するもの。

コージェネレーションシステム

一種類のエネルギー源から複数のエネルギーを取り出すシステムのこと。このシステムでは、発電排熱を暖房へ有効利用するなど、エネルギーの利用効率を図ることができる。

国際環境自治体協議会(ICLEI)

地球環境の保全を目指す地方自治体などの国際的なネットワークで、1990年9月、国連主催で開催された「持続可能な未来のための世界会議」に参加した42ヶ国、200以上の自治体と、国連環境計画(UNEP)、国際地方自治体連合など国際機関の提唱で設立された。2004年9月現在、世界68カ国、459自治体が加入している。

コミュニティプラント

下水道が整備されていない集落や団地などから排出されるし尿、生活雑排水を集め、浄化処理する施設のこと。

混交林

針葉樹と広葉樹など性質の異なった2種類以上の樹種が混じって生育する森林のこと。

<サ行>

産業廃棄物

廃棄物は、発生源によってごみ、糞尿等の一般廃棄物と産業廃棄物とに区分される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん等の20種類である。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度

産業廃棄物の運搬、処分を他人に委託する際に、廃棄物の種類や数量を明記した「管理表」(マニフェスト)を交付し、廃棄物が適正処理されたかどうかを確認するシステム。

酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等が溶け込んだ強い酸性を示す雨をいい、原因物質の発生源としては、工場や自動車からの排出ガスがあげられる。蒸留水に大気中の二酸化炭素が溶け込むとpHは5.6となることから、一般にはpH5.6以下の雨水が酸性雨とされている。

COD(化学的酸素要求量)

湖沼や海域の汚濁の度合いを示す指標。有機物などを過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

ジクロロメタン

金属等の脱脂・洗浄剤や有機溶剤として用いられている。肝臓・中枢神経に影響を与え、IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して発がん性が有るかもしれない」物質としている。

自然エネルギー

エネルギー源として活用できる、太陽光、太陽熱、風力、潮力、地熱など、自然由来のエネルギーのこと。

自然再生推進法

自然再生に関する施策を総合的に推進するための法律で、自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めている。平成14年12月に公布、平成15年1月に施行された。

持続的発展

将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現代の世代のニーズを満たすこと、を表す環境の価値観の考え方。「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント委員会)の報告書「Our Common Future」における中心的な概念として取り上げられ、現在では広く国際社会に定着し、地球サミットのリオ宣言に反映されているほか、わが国の「環境基本法」の理念にもなっている。

自動車リサイクル法

使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを目的に、平成14年7月に制定された法律(正式名称「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」)。エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト(車体

を粉砕した後に残る破砕くず)、エアバッグの3種類を対象に、自動車メーカーや輸入業者に回収・リサイクル、所有者には費用負担を義務付けている。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律で、平成12年6月に施行された。

浄化槽

生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する設備のこと。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や工場排水などに含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。なお、河川や地下水などの公共水域に環境基準が設けられている。

水源かん養

森林が有する公益的な機能の一つで、樹木、落葉及び森林土壌が降雨を貯留し、時間をかけて河川に流出することで、豪雨時の洪水調整や渇水期の河川流量の平準化などの効果がある。

スローなライフスタイル

経済性や効率性、利便性を追い求める生活に対し、地域で採れるもの、作られるものを地域で循環利用して大事に長く使うなど、自然と共生する生活を「スローなライフスタイル」という。

生態系

ある地域に住む生物(生物群集)と、その生活に影響を与える無機質な環境(土壌・水・空気等)とを総合した系。野生生物及び人類の生存を支える基盤。普通無機質な環境をもとにして、海洋、湖沼、森林、草原、砂漠などの生態系に分ける。しかし、どの大きさを一つの生態系と捉えるかはまちまちで、一つの池や森といったレベルから地球全体に至るまでさまざまな捉え方ができる。生態系を構成する生物部分には、緑色植物からなる生産者、おもに動物からなる消費者、有機物を分解する分解者の別がある。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子

の多様性、そして地域ごとのさまざまな生態系の多様性をも意味する包括的な概念。種の多様性についていえば、地球上には1,000万あるいは一億を超える生物種が存在するといわれ、これは30億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものである。

生物多様性国家戦略

将来の世代に渡り生物多様性の恵みを受けることができるよう、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもので、平成7年10月に決定した。平成14年3月には、これまでの進捗状況を踏まえ、全面的な見直しを行っている。

ゼロ・エミッション

製造過程から排出される廃棄物を、他の生産活動の原料やエネルギーとして利用するなどして、限りなくゼロに近づける新たな循環型産業システムを構築しようとする試みで、国連大学が提唱している考え方。

< 夕行 >

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの多数の構造異性体をあわせてダイオキシン類と定義している。廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成され、中でも2,3,7,8-四塩化ジオキシンは最も毒性が強く、史上最強の毒性を持つといわれている。

炭素税

化石燃料に対し、炭素の含有率に応じて課税する事で、二酸化炭素排出量を抑制するような誘導効果を狙った環境税の一つ。現在、デンマーク、ノルウェー、オランダ等で導入されている。

地域熱供給システム

一定の地域に、電力と熱の2つのエネルギーを供給する熱供給システムのこと。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油の消費に伴い、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)第一作業部会の予測では、このまま対策

を講じなかった場合、2100年までに地球の平均気温は1.4~5.8度上昇するとされている。

地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策

「森林林業基本計画」を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の目標である森林吸収量1,300万炭素トンを確認するため、地球温暖化防止に資する森林整備等の具体的な取組内容を示している。

地球サミット

環境と開発に関する国連会議のこと。1992年6月にブラジルのリオデジャネイロ、2002年8月に南アフリカのヨハネスブルクで開催された。

地産地消

地域で採れる食べ物や産物を、その地域で食べたり使ったりすること。

中小水力

大きなダム建設による水力発電ではなく、町や村の小河川や農業用水路を利用した小規模な水力発電のこと。発電量は小さいものの、複数の中水力を組合せることで、地域に必要な電力量を賄う程度のエネルギーが供給できる。

低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車の総称で、電気、太陽光、天然ガス、水素等を動力源とする自動車の研究が行われている。このうち、現在、実用段階にあるものとしては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車がある。

テトラクロロエチレン

金属等の脱脂・洗浄剤、ドライクリーニング等に用いられている。肝・腎臓障害や中枢神経への影響があり、IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して恐らく発がん性がある」物質としている。

特定フロン等

大気中に放出されたフロンが太陽光の紫外線により分解され、その際に発生する塩素が成層圏にあるオゾン層を破壊する。1985年にウィーン条約、その2年後にモントリオール議定書が採択され、国際的なオゾン層保護対策が進んでいる。フロンには様々な種類があり、特にオゾン層破壊と関係が深いと考えられていたCFC-11(フロン11)、CFC-12(フロン12)、CFC-113(フロン113)、CFC-114(フロン114)、CFC-115(フロン115)の5種類を特定フロンと呼ぶ。

トリクロロエチレン

「テトラクロロエチレン」に同じ。

<ナ行>

内分泌攪乱化学物質

動物の体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用(内分泌)に影響を与える外因性の化学物質をいう。近年、専門家により環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されている。

二酸化硫黄 (SO₂)

石炭や石油等の化石燃料の燃焼時に発生し、呼吸器を刺激してぜんそく等を引き起こす。また、酸性雨の原因物質でもある。

二酸化炭素 (CO₂)

炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示す。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

二酸化窒素 (NO₂)

燃焼過程や硝酸製造等の工程から発生するが、燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。二酸化窒素は、呼吸器疾患の有症率との関連があるとされており、また、光化学オキシダントの原因物質でもある。

農業集落排水施設

農村地域における農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、集落から排出されるし尿や生活雑排水の汚水を浄化処理する施設のこと。

ノニルフェノール

界面活性剤であり、工業用の洗浄剤などに使用されている。平成13年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度(0.608 µg/g_脂)が示された。

予測無影響濃度：化学物質の水生生物への影響を評価する場合に用いられ、水生生物に影響を及ぼさない濃度に安全係数(通常10分の1~100分の1)をかけて求められる。

<八行>

パークアンドライド

都心部への自動車の乗り入れを規制するための手法の一つで、都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へ公共交通機関(鉄道やバスなど)で移動するようシステムのこと。

パーフルオロカーボン (PFC)

1980年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。HFCsほどの使用量には達しないものの、CFCsの規制とともに、最近、使用量が急増している。100年間のGWP(地球温暖化係数)は、二酸化炭素の数千倍。1997年に採択された京都議定書において、削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。

バイオテクノロジー

バイオロジー(生物学)とテクノロジー(技術)を合成した言葉で、生物が有する機能を人間の生活に役立てる技術のこと。発酵や品種改良から、細胞や遺伝子を操作する最先端分野まで様々な技術がある。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源のこと(化学資源は除く)。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排泄物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料、汚泥のレンガ原料としての利用のほか、焼却による発電やアルコール発酵、メタン発行などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

バイオマスエネルギー

バイオマスとは生物(bio)の量(mass)のことで、生物由来の有機性エネルギーや資源をバイオマスエネルギーという。木材、生ゴミ、紙、動物の糞尿などがバイオマスエネルギーとして利用されている。

ハイドロフルオロカーボン (HFC)

オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCsは自然界には存在しない温室効果ガスで、100年間のGWPは、二酸化炭素の数百~11,700倍と大きい。1997年

に採択された京都議定書において、削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。

PRTR

化学物質排出移動量届出(Pollutant Release and Transfer Register)制度の略で、事業者が使用する有害化学物質の環境中への排出量や移動量について、事業者自らが把握し、国に報告して国がその集計結果を公表する仕組みのこと。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいかほど川は汚れていることになる。

PCB

アメリカで開発された有機塩素化合物で、工業的に利用度は高く、トランス油、コンデンサー、ノンカーボン紙等に広く利用された。環境への残留性が高く、人体に対する中毒例としては、製造過程で PCB が混入した米ぬか油を食し発症した油症があり、昭和 47 年 6 月製造中止となり、使用が禁止されている。

光害

照明に関して、安全性や効率性の確保が不適切であったり、景観や周辺環境への配慮が十分でない状況又はそれによる悪影響のこと。国では「光害対策ガイドライン」等を策定している。

ビスフェノール A

ポリカーボネイト樹脂やエポキシ樹脂を製造する原料として使用されている。平成 16 年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度 (24.7 $\mu\text{g}/\text{kg}$) が示された。

予測無影響濃度：化学物質の水生生物への影響を評価する場合に用いられ、水生生物に影響を及ぼさない濃度に安全係数(通常 10 分の 1~100 分の 1)をかけて求められる。

ヒートアイランド現象

主に都市部において、建物や自動車からの排熱、排ガス、舗装面の熱吸収などによって、郊外よりも夜間気温が下がらなくなる現象。この現象を等温線で描くと、あたかも都市部を中心に「熱せられた島」があるようにみえることから名づけられた。

ビューポイント

優れた景観を見渡せる地点のこと。

富栄養化

湖沼などの閉鎖性水域で、栄養塩(窒素、リン)の濃度が増加することで、藻類の異常増殖をもたらし、アオコ、赤潮等の発生原因となる。生活排水等が原因で、富栄養化が進むと魚類のへい死や飲用水の異臭味が発生する。

複層林

高さの異なる樹木種によって、枝葉の集まった樹冠が複数の層を成す林のこと。人工林では、間伐、枝打ちなどの手入れが必要である。

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

代表的な可塑剤として、壁紙、床材、各種フィルム、電線被膜等様々な形で使用されている。

フタル酸ジ-n-ブチル

主に塗料、顔料や接着剤の可塑剤であり、加工性や可塑化効率の向上のために使用されている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質で粒径 10 μm 以下のものをいい、発生源は、工場・自動車からの排出ガスや土壌等の自然由来のものなど多様であり、また、ガス状物質が大気中で二次的に粒子化するなど、発生機構も複雑である。肺の内部に沈着するため、呼吸器疾患の発生や発がん性が危惧されている。

フロン回収破壊法

フロン使用機器の廃棄時に使用されていたフロン等が大気中に放出されないように、フロンを回収・破壊することを目的に平成 13 年 6 月に制定された法律で、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているクロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の 3 種類のフロンを対象に、使用者、フロン類回収業者、フロン類破壊業者などの役割分担のもと、適切なフロンの回収・破壊処理を定めている。

ベンゼン

合成樹脂等の原料として幅広く用いられており、また、ガソリン中にも含まれ、自動車排出ガスからも検出される。IARC(国際がん研究機関)では、「人に対して発がん性が有る」物質としている。

<マ行>

未利用エネルギー

工場・事業場などの排熱など、エネルギー源として活用できる未利用なエネルギーのこと。

民生部門

温室効果ガスを排出する部門の一つで、家庭系と業務系に分けられる。家庭系は個人世帯であり、業務系は、産業及び運輸部門に属さない企業・法人などの事業主体である。産業部門、運輸部門のオフィス機能(本社・事務所など)の部分を含んでいる。

面的評価

一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち、基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することで評価する方法のこと。

<ヤ行>

容器包装リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルの促進を目的に、平成 7 年 6 月に制定された法律(正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)。消費者に容器包装ごみの分別排出、市町村に分別収集、製造者に容器包装ごみのリサイクルを義務付けている。平成 12 年度に全面改正されている。

4-~~t~~ オクチルフェノール

界面活性剤の原料、プラスチックの酸化防止剤、塩化ビニールの安定剤原料に使用されている。平成 14 年に魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類への予測無影響濃度 (0.992 $\mu\text{g}/\text{kg}$) が示された。

予測無影響濃度：化学物質の水生生物への影響を評価する場合に用いられ、水生生物に影響を及ぼさない濃度に安全係数(通常 10 分の 1～100 分の 1)をかけて求められる。

<ラ行>

ライフサイクルアセスメント(LCA)

製品やサービスの原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生(ライフサイクル)で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法のこと。

リユース

使用された製品のうち、有用なものを製品または部品として再使用していくこと。壊れたものを修理して長期間使用することや、リターナブル容器の繰り返し使用、リサイクルショップやフリーマーケットでの販売・購入なども含まれる。

レッドデータブック

絶滅に類している動植物の種を記した資料集。IUCN(国際自然保護連合)がリストアップし、1966 年から発行している。日本に関しては 1989 年に出版された。本県でも平成 16 年度、県内の野生動植物に関するレッドデータブックを作成した。

六ふっ化硫黄(SF₆)

1960 年代から電気及び電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用量はそれほど多くないが、近年、新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 23,900 倍。HFCs、PFCs とともに、1997 年に採択された京都議定書において、削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。